

令和4年大網白里市議会第4回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和4年11月24日（木曜日）午後1時00開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

黒須俊隆	委員長	土屋忠和	副委員長
上代和利	委員	山下豊昭	委員
蛭田公二郎	委員	小金井勉	委員

出席説明員

財政課長	古内衛	財政課副課長	内山義仁
財政課主査 兼財政班長	久保崇	財政課副主査	加藤岡大祐
財政課主任主事	上代佳苗	参事（総務課 長事務取扱）	秋本勝則
総務課副課長 兼選挙管理委員会書記長	古内晃浩	総務課主査 兼人事班長	高橋和也
総務課主査 兼行政班長	秋田谷知則		

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部一男	主査	山本卓也
主任書記	鶴岡甚幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・ 陳情第6号 市長・副市長・教育長の報酬月額3割削減を求める陳情
- ・ 陳情第7号 小湊鐵道バス利用者の負担軽減に向けた市の補助金負担を求める陳情
- ・ 陳情第11号 陳情を審査せずに不採択にするのは、やめてもらうための陳情

(2) 付託議案の審査

- ・ 議案第2号 令和4年度大網白里市一般会計補正予算（財政課）
- ・ 議案第4号 大網白里市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について（総務課）
- ・ 議案第6号 大網白里市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（総務課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1時00分）

◎委員長挨拶

○副委員長（土屋忠和副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。皆さん、ご苦労さまです。

座ったままで失礼いたします。今回、当常任委員会で協議する内容は陳情が3件、議案が3件であります。いずれも重要な案件でございますので慎重な審査をよろしくお願いいたします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 事務局、傍聴希望者ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、次に進みます。

本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第6号 市長・副市長・教育長の報酬月額3割削減を求める陳情

○委員長（黒須俊隆委員長） 初めに当委員会に付託となった陳情の審査を行います。

陳情第6号 市長、副市長、教育長の報酬月額3割削減を求める陳情の審査を行います。

陳情の内容についてはすでにお配りしておりますので朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 この陳情を、減額率、減額率が1割。これは余りにも短いと、というような話なんです。なかなか今ホームページ見てもその当時、各自治体がどれくらいの削減したのかっていうのは、なかなか定かじゃないんですが、調べたところでは本市よりも多く減額

しているところもあるにはありますけども、本市より短いところもあるんですよ。例えば1割で3ヶ月とか。だからいろいろありまして、本市が余りにも短いというふうには言えないと思うんです。その当時から比べてさらに削減しなくてはならないような、何か事案があるということであればともかく、2年前のコロナの時に減額をしたことについては、今改めてそこを減額率を高くするという必要は、私ないんじゃないかと思うんです。それと身を切る財政改革というふうに言ってるんですが、耳ざわりはいいんですが、この身を切る財政改革ってのは何なのかっていうことで、よく言われてるのは、例えば公務員の定数減らすとか、あるいは給与を減らすとか、あるいは議員についても定数削減とか報酬減らすとか、そういうことがとかく言われてるんだけど、減らせばいいということではないし、先ほどの市長などに対する削減も、とにかく減らせばいいということでは必ずしもないと思うんです。例えば公務員減らすとか、あるいは議会の定数を減らすとか、というようなことはひいては住民サービスの低下をもたらしたり、あるいは市民の声が議会や行政に届かなくなるというような、そういう民主主義を切り縮めるようなことにもなりかねないということで、私はこの今言われてるような身を切る改革、財政改革これ自体は問題があるし、賛成できないということなんです。以上述べてこの陳情には賛成できないということで私の意見を述べたいと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。他にございますでしょうか。特にございませんか。

はい。副委員長。

○副委員長（土屋忠和副委員長） では私から、陳情者の市政への切実な思いだと私は感じました。しかし、市長、副市長、教育長と、長きにわたり新型コロナワクチンの接種の体制の確保、いわゆるワクチンの供給の見込みから始まり、接種順番、開始時期、接種券発行、医師会との調整等、接種業務を適切に遂行しようと努め、令和2年度の補正予算に切れ目なくコロナ感染対策を講じ、14ヶ月予算を編成いたしました。この緊急的な取り組みを市長、副市長は一般業務に加え運営してまいりました。

教育長も同様、市内小中学校における感染症対策に注意深く、子供たちの安全を図ってきたと思います。その指導と行動は現在も続いております。陳情者の方へ御三方の給料を減額せずに、今後の業務内容執行内容仕事ぶりを通じて、市の基本構想実現に向け鋭意努力をしているかどうか、そこを判断していただいて、今後のことを見守って欲しいと思います。私からは、その意見でございます。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。小金井委員。

○小金井 勉委員 おっしゃってることはわかるんです。市長、副市長、教育長は特別職であり、我々議員も特別職ということになるかと思えます。こういったことから、市長、副市長におかれましては、自分からその身を切るという自分自身で決断をするのであればともかく、我々議会から、我々議員も特別職の立場ですので、同じ立場という中身からは、我々が中身の定義を、陳情内容を受けとめて訴えるんじゃないなくて、市長が自分で私は自分でみずから身を切りますというのであれば、まだ話はわかりますけども、我々がこの内容に関しまして、訴えるのもうちょっと考えるのかなというところは、私の考えではあります。また削減に関しましてこれは本当に慎重に、様々な内容を踏まえた中で、もう少し慎重になるべきではないかと私は思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、意見は尽くしたと思いますので、次に討論ですが希望者ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） お諮りいたします。

陳情第6号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成なし。

よって、陳情第6号は不採択と決しました。

以上で陳情第6号の審査を終わります。

◎陳情第7号 小湊鐵道バス利用者の負担軽減に向けた市の補助金負担を求める陳情

○委員長（黒須俊隆委員長） 続きまして、陳情第7号 小湊鐵道バス利用者の負担軽減に向けた市の補助金負担を求める陳情の審査を行います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは委員の方々の意見を伺いたいと思います。意見のある委員は挙手でお願いします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 その陳情は東金市や茂原市では、バスの維持費を市が負担するといった

取り組みをされているので、本市でも交付金等を活用してぜひやっていただきたい、ということなんですけど、小湊鐵道に対しては大網白里を通る路線については国あるいは県から、国庫補助が出ているんです。それぞれの路線に対して国や県から何百万円の助成がされてるんですが、それでもやっぱり厳しい状況の中で、今運行してもらってるっていうことはあると思うんです。

特にコロナ禍の中ですから、大変な状況にあると思うんですが、ちょっと調べましたら各市町村が国や県からの補助とは別に、各市町村がどういう補助をやっているのを見てみると、近隣でもほとんどのところが民間バスへの路線の補助ということでやっているんです。

例えば山武市が3路線に対して市からの助成があったり、それから九十九里1路線ですとか、東金も1路線あります。それぞれ市からの、市とか町からの助成がされています。公共交通、市民の足を確保する。そのために民間の路線バス等に対する補助も含めて、行政がそれなりに支援していくってのは、今とても大事だと思うんです。赤字路線が赤字だからといって、それでバスがなくなってしまうとなると大変だということで、そういう補助をやっているんですが、本市の場合その近隣の市町村なんか比べても、公共交通に対する予算っていうのは非常に少ないんですよ。私はこの陳情者が言うように、市もそういう助成も含めて支援をしていくっていうことは、私は必要なんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 他にご意見のある方お願いします。

副委員長どうぞ。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 私なりにちょっと調べてみましたが、今回この陳情を審査する上で私も調べてみましたが、現在、市内を運行する大網ー白子車庫線と大網ーサンライズ九十九里線は、市内だけでなく、九十九里町や白子町など近隣の地域に跨る生活交通路線ということで、国と県から運行維持を目的とした補助金を令和元年から受けています。

そして東金市についてですが、同じように国と県から、運行維持を目的とした補助金を受けて維持している路線もあれば、その他に東金駅から東金商業前を通過して、上布田地区を経由する八街線の1路線が、国や県の補助金の要件を満たしていませんので、路線を維持するために、東金市で、市で補助しているようでございます。

茂原市も同様に、国や県の補助要件を満たしていない本納ー白子線など、3路線に市等から補助金を交付しているようです。

いずれにしても、路線を維持するための補助金を出している自治体はあるものの、運賃値

下げを目的とした事業者に、補助金を出していない形となっております。私事ですが、私も白里の方に住んでおりますので、バスの運賃が都市部と比較すると高いということは感じております。少しでも運賃が下がれば、市民の負担が減るのかなという気持ちはっております。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。他に。ご意見ございますでしょうか。

はい。小金井委員。

○小金井 勉委員 今、土屋副委員長が仰ってちょっと気付いたんですけどもね。補助金をいただいている路線以外で東金市やなんか、その独自の補助を出してるということですよ。だからここも微妙な問題で、やはりだからこそ補助金を市単独で出してるということだから。本市は国の補助金を活用して、その路線に対しては補助金を業者に行っているということですよ、副委員長。だから、微妙な点なんです。ここは業者に対して我々が、値下げ値下げって言っても、どうなのかな、業者が決めることですから。それ以上今、小湊鐵道も赤字、確かにもう白里路線も多分赤字路線だと思うんです。だからその目いっぱい企業努力っていうものはもうされてもなかなかね。その運賃値下げには繋がらないと私は思うし、この路線バスがなくなってしまうことも、あまり何だかんだと言って、路線バスがなくなることは一番あってはならないことだと私は思うんでね。やはり小湊鐵道も、最善の企業努力っていうものはしてると思いますので、なかなか難しい、趣旨はわかりますけども、なかなかこの問題に関してはちょっと難しい。もう少し様々な根底があると私は思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。他にご意見ございますでしょうか。

どうぞ。山下委員。

○山下豊昭委員 はい。似たような意見になるかと思いますが、今現在、陳情の方がおっしゃってる内容については、それなりに私も理解できるお考えだというふうに思っています。今現在も、その他の路線についても本市において、みずほ路線の廃止ですとか、季美の森路線の減便という厳しい、逆に業者からの要請で、そのような形で今、本市にも問題が提起されている状況でございます。そういうことを考えてもですね、やはり今小金井委員がおっしゃったように今後それが廃線という最悪の事態になるっていうことを一番重要視、今後は検討して何としてもそれは、企業努力というものを発揮していただく、というところに力を入れてもらうという形で、現在も今申し上げました2線の路線についても、要請を何とか減便或

いは廃線ということも含めて、これは料金のあり方清算方式、それから住民の足で大事な通勤通学の足を止めないような形での、JRさんとの連結を図っていただきたいと、というような要望を継続中で審議をしている最中でございます。

ですから、こちらの今回のご提案、陳情につきましては、本当にわかるんですが、やっぱり行政の方に対しても、今現在業者さんの方に対して行政から、少し検討を図っていただくような要請を出していただけるような話を進めている現状でございますので、ただ値下げっていう形だけではこれは1路線、1部分の地域だけの問題ではないというふうには理解しておりますが、今の時点ではなかなかそれを是正するっていうことも難しい状態ではないかなと、いうふうに存じ上げます。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。よろしいですか。

はい上代委員。

○上代和利委員 すいません。本当に私もこの白里地域に住んでおりますので、この方の気持ちは本当にお察し申し上げたいと思います。あと本当に同意見になるんですけども、ここですね、一番最初のこのバスの利用者の負担軽減、皆さん言ったその企業努力という部分になるのかもわかりませんが、に向けたと、いうようなことなんですけど、内容にこうなってくるとこの、維持費を市が負担するといった取り組みをしているっていうふうになってるわけですね。ですので本当に文言の中にも書いてくださってあるんですけど、陳情者の方も、財政が厳しい状況ではあります。そういう中で国の、私も担当課で聞いてきたんですけども、補助はいただいているわけなんですけども、その辺厳しいのかなというふうに感じました。以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、皆さんの意見をお伺いしたところですが、他に言い残したこととかございませんか。

それでは、討論に移りたいと思いますが、討論の希望者ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。ないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それではお諮りいたします。陳情第7号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 賛成少数。

よって、陳情第7号は不採択と決しました。

以上で陳情第7号の審査を終わります。

◎陳情第11号 陳情を審査せずに不採択にするのは、やめてもらうための陳情

○委員長(黒須俊隆委員長) 次に、陳情第11号 陳情を審査せずに不採択にするのはやめてもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

はい。蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 陳情者から何回か同様の陳情が出されてるんですが、発端は生駒市の入札監視委員会のようなものを本市でもつくったらどうか、という陳情から始まったんですが、私その後生駒市どうなってるのかっていうことでちょっと見てみましたら、年に2回とか3回とか入札監視委員会やっているんですね。その議事録をちょっと見ましたら、大変やっばり有効なやりとりをしてるなっていうふうに思いました。入札監視委員は3人なんですが、それぞれこの1年間の中で、入札した全体で、これ昨年度ですけど、200件以上あるんですけども、そのうち抽出をして抽出案件として一般競争入札4件と随意契約2件について、質問しますということで、担当の課長等が質問に応じてるんですけども。たくさんあるんですが例えば1件だけ紹介しますと、こういうことです。これは浄水場の耐震補強工事なんですけども、委員から質問があつて、この案件についても規模が大きく対象業者数が多い割に応札が一社しか入ってこなかった理由はどういうふうに考えますか、ということに対して、お答えがあつて。監理技術者が少ないのに専任を求められることや、浄水場稼働しながらの特殊な工事となるため応札者が限られたと思います。あといろいろこう言っているんですけども、委員の方からは、監視委員の方からは、業者数を増やすことで価格競争させる必要がある。そのために今後同様の工事の時には、競争性を高めるために発注の時期ですね、発注の時期については検討してくださいと。いうことに対して承知しましたと。こういうやりとりがありまして、全部で6件の案件についてこういうやりとりがあつたんです。こういう入札監視委員会が行われた結果、生駒市ではどういう成果が得られたのかということで、これはちょっと古いですけども、生駒市の入札監視委員会の報告書があつて、こういうふうに言っ

たんですね。生駒市の入札制度改革は平成18年度の提言書を受けて始まったと。本委員会の設置もその流れの一環である。ここでは生駒市入札制度改革の主だった成果を上げてみるということで、いくつか挙げてるんですけども、一番最初に落札率の低下を紹介してですね、平成17年度以前の平均落札率は95パーセント前後が通常であったが、平成18年度の入札制度改革以降、急激に下がり、平成21年度、22年度においては、実に77パーセントまで下落していると。ということで、こういう成果があったということで、明らかにしてるんですが、この8月に行われた入札監視委員会は、次回はいつやりますかっていうことで、次回も2月にやるということで決めてるんですけど、非常に具体的に入札によって生駒市が透明性を持って落札率を下げるといような成果も上げているということで、私は生駒市が今日に至るまで非常に有効な活動をしてるといふふうに思いまして、今回の陳情についても賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ちょっと蛭田委員、確認したいと思うんですが。今回の趣旨が、その陳情はむしろ一般論として議会運営のあり方について、陳情してあるように私は理解したんだけど、特に続きってというのは一例として続きになってるけれども、今回の陳情は、賛成、反対、反対意見を発言しないで不採択するのをやめてもらう陳情、簡単に言うとそういうことで、前回の陳情をひっくり返してもらうとか、何かそういう話じゃないと思うんですよ。

発言ですか。はいどうぞ。

○小金井 勉委員 前回までは、入札監視委員会を設けるということの中身の中で、様々な、もう3年、約3年以上ですか、総務に付託されながら、様々な議論を交わしてきたと思うんですけども。今回の陳情は、題名が、今回は題名が陳情を審査せずに不採択にするのはやめてもらうための陳情、っていうふうになってますよね。委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） そうです。

○小金井 勉委員 私から一言じゃあその続きで、少し述べさせていただきますと、陳情書に記載されています、特に意見がない場合は採択するということが共通認識という、点について添付されておる資料には、市からの回答として特に意見がない場合はそのまま採択を行うという、という記載されており、意見がない場合は採択という見解、ではないと思うんです。ちょっとわかりづらいところあるかもしれませんが、私もこここの2年間、1年間か、総務でやらしてもらってますけども、同じような趣旨の監視委員会を設けるという趣旨の中で、

毎回提出されておりますが、議論は、前は特に私もう、反対意見を述べませんでしたけども、さんざん意見は私も自分なりには述べてると思います。反対意見を発言せずに採択を行ったというふうに言われてますが、様々な議論をこの入札監視委員会を設置してほしい、という事での陳情に関しましてはしてると思います、趣旨はね。多分反対されてる方も、非常に理解はしてると思いますが、陳情に対しましては私も真摯に審査に臨んでますし、ご指摘されてます本陳情に記載されてるようなことには当たらない部分も私はあるかと思えます。今回の趣旨は、審査をせずに不採択するのはっていう、何回も言いますが、そこにおいて陳情者がそれはおかしいんじゃないかと、言ってるわけですが、今まで皆さんもお聞きして、記憶にあると思いますが、意見を言わずに決してないがしろにしたり、そういうことはしてないつもりであります。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 他にご意見ございますか。

はい、上代委員。

○上代和利委員 はい。本当に小金井委員と同じような同意見という感じなんですけども、本当にこれも前回提出されたこの陳情というか、ありまして、これこれまでこの総務常任委員会に付託された中で委員会は、本当に陳情に反対する理由についても様々な意見が出たと思うんです。このような経過っていうかこの踏まえた中で、同様の趣旨で提出されている陳情であって、同じ反対意見を繰り返すというかですね、必要はあるというふうには思っていないんです。本当に小金井議員おっしゃったようにですね、本当の毎回毎回のこの陳情に対しても、本当に真摯に審査に臨んでおる、つもりであります。この委員各位も反対の場合も反対意見が述べられている、そんな現状だと思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今回はどういう陳情かと言われましたけど、説明ありましたけども、陳情が、不採択になったわけです。この陳情に対して、賛成なのか反対なのかそういうご審議をした上で、委員会というのは決めるわけですが、前回の場合には賛成意見しかなかった。しかし全体として反対だ、不採択になったということに対するやっぱり違和感だと思うんです。その賛成者しか意見がないのに、反対者がどういう意見なのかっていうことについて、真摯にそれで検討されたのかという事で、反対意見が全くない中で不採択ということはこれは、納得いかないということだと思うんです。私、先ほどずっと入札監視委員会賛

成の意見を言ったのは、改めてこの入札監視委員会の問題について、どういう立場で私は賛成なのか、あるいはどういう立場で反対なのかっていうことについて、改めて意見を言うということがこの陳情者に対するあるべき姿ではないかと思うんです。陳情、市民からの陳情ってというのは、やはりおかしいとか、これは問題とかっていうこと以外は、基本的にはやっぱり陳情者の何て言うんですか、意を酌んで、できるだけそれを前向きに受けとめていくというのが陳情に対する私議会のあり方だと思うんです。

以上補足です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 私から、この総務常任委員会に、この陳情が付託になったのがすごく違和感があって。事務局に聴きたいんですが。議会運営委員会でなぜ議会運営委員会に付託にならなかったんですか。

○岡部一男議会事務局長 はい。陳情の内容を見てですね、前回の総務常任委員会の経緯もあり、それに対して何も意見をしないで、採決をするのをやめていただきたい。で、継続性が見られましたので、総務常任委員会へ付託とさせていただきました。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。確かに事務局のおっしゃる通り、継続性があることなので総務常任委員会で議論しても、いいかもしれないけれども、ただ内容的には、議会運営そのもののあり方を問うような内容なんだろうと思うんです。詳しい話は総務常任委員じゃないとわからないかもしれないけれども。前回の議論は同様の議員って皆同様の陳情っていうふうに言ってますけれども、いや同様じゃないって私は委員長として感じてまして、陳情者がそれぞれのその以前の陳情を受けた形で新しい陳情を出しているわけで、それにこたえる必要性ってのは、委員会としてはあるんじゃないかと私は思います。今後において、また、仮に同様の陳情だったと、これは仮定の話ですね、しても、条例とかに則って、手続き上問題なく出された陳情について、賛成意見だったら陳情のとおりだから陳情の内容に賛成意見の内容も書いてあるわけですが、特に意見を言わないで採択してもいいのかもしれないけれども、反対だったらやっぱり、陳情者にどういう理由で反対なのかっていう説明する必要があるし、前回、仮にこれも仮定で仮に同様の陳情だったとしても、議会が変われば、定例会が変われば当然意見が変わってくる場合もあるし、同じ場合もあるし、また情勢が変わる場合もあるし、いろんな場合があるわけで、何ていうんですかね。以前に議論したんだからもう真摯に議論したっていうのは余りにも、大ざっぱというか、そんな話で、一体じゃあ何分議論したんだって逆に、言われちゃうわけで。今後の課題として、できるだけ皆さん真摯に

議論したつもりだと言ってるけれども、これじゃまだ議論が足りないよっていうふうに、市民が言ってるんだったら、その市民の声にできるだけこたえるような努力はしてもいいんじゃないかなと、これ一般論的になっちゃいますけれども、そんなふうに私は思います。

さて、ほかに議論は。ないでしょうか。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、山下委員。

○山下豊昭委員 確かに、今回の陳情者がおっしゃってるように、反対意見を発言せずに、不採択にすることのないようにということにつきましては、前回、私も一員として、参加させていただいた中で、確かに私自身は発言がされませんでした。そのことにつきましては、陳情者がおっしゃるように、今後そのようなことがないように、しっかりと受けとめて、発言をしていきたいというふうに思います。それともう一つは、決してだから意見がないんだと。この陳情も随分内容が変わって継続されているわけですので、前々回時、例えばの話、そういう発言っていうのはさせていただいてると思いますので。やはりそういうことも含めてですね、何も真剣に討議されてないっていうような認識では、私自身はないと思いますし、今後も真剣に参加をさせていただきたい、そのように思います。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） なかなかちょっと法律的にはこの意見しない人は賛成、だから反対しちゃいけないっていうふうにはちょっとならないと思うんですよ。法律上。だから、ある意味努力義務的な内容、なんだろうと思うんですよ。

意見は出尽くしたようですけども、討論希望者ございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） では採決に移りたいと思います。

お諮りいたします。陳情第11号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成少数。

よって陳情第11号は不採択と決しました。

以上で、陳情第11号の審査を終わります。

委員長からの希望としては、会派の代表くらいは、委員会じゃなくてもいいと思うんです、委員会の時、よくなかなか意見がまとまらないってこともあると思うんだけど、最終的に本会議で討論の場もあるわけで、どこかで反対の場合は、市民に、反対、こういう理由で反対なんだ、説明するそういうことをする努力をぜひ少なくとも、大きな会派の代表はしていた

だけのようにしてもらいたいなと思いますし、あとは先ほど言いましたけど、少しそういう議会運営委員会なんなりで、全体、議会全体の問題だと思うんですよ。もう一度改めて議論していただけるように、このなんか添付資料について、これ何だこの回答はこれ。令和2年か。何か各常任委員会委員長と陳情の審査方法について、協議して参りたいと考えてますっていう、議会事務局が答えたんだと思うんですけど。これその時に話題にはなったんでしたっけ。局長。

○岡部一男議会事務局長 ええなりました。なるべくご意見をお願いします。ということで、事務局からは各常任委員会の方には申し上げます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 各常任委員会です承されたという認識でよろしいですか。

○岡部一男議会事務局長 委員長については、了解をしていただいたと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） 議会のなんていうかいろんな規則みたいに、みんなで申し合わせしてるわけではないけれども、その現場ではそういうふうにしましょう、ということになったんだと思うんですよ。

○小金井 勉委員 余談でいいですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 余談じゃないけど。

○小金井 勉委員 採決終わったよね。

○委員長（黒須俊隆委員長） 採決は終わったものとして。

○小金井 勉委員 だから、令和2年って言ってるけども、2年ほど前のことですから、次期議会で、議運の議運なり、全協なりで改めてそういうことを議会のあり方じゃないけど、そういうものに対して議会へ発信を皆さんの前で、全員の前で、全協がいいのかな。議運もそうだけでも、議運は限られてから全協の中でも議運の委員長などが、その言葉を少し、簡単に、発信してもらえれば。第1回定例会、定例会の全協の時に、議論は十分に賛成意見、反対意見もしっかりと議論をして、できるような、ちょっと簡単な文言を言ってもらって、発信するのがいいんじゃないですか。ねえ委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。議会運営委員長がそうおっしゃるんでしたらお任せしたいと思います。

○小金井 勉委員 うん。次回わかんないけども。ただ、今黒須委員長が言ったこともなかなか一理あると思うんで。それをただ、こういうのは法律でも何でもないし、これは強制でも法律でも何でもない、ないんだけど、議会として議員としてという流れのもとで。一安心してもいいんじゃないですか。と思いますんで。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。ぜひその方向でお願いします。また総務常任委員会としてはそういう方向で努力するという認識でお願いしたいと思います。

以上で、陳情の審査は終わりました。

○委員長（黒須俊隆委員長） 再開します。

先ほど陳情第6号と第7号の陳情者の谷口さんから資料を配らせてくれという、もう陳情の審査終わっちゃいましたけれども、まだ本会議での最終的な採択不採択がありますので、一応許可をしましたので、皆さんの手元に資料があると思います。よろしくお願いします。

◎議案第2号 令和4年度大網白里市一般会計補正予算

○委員長（黒須俊隆委員長） それではこれより付託議案の審査を行います。

まず担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。はじめに、議案第2号 令和4年度大網白里市一般会計補正予算を議題とします。財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお説明終了後に、各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき続けて、議案第2号の説明をお願いします。

○古内 衛財政課長 財政課でございます。本日の出席職員を紹介させていただきます。

まずは私の左隣が主査で、財政班長の久保でございます。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 次に後列ですが、皆様から向かって左側が副課長の内山でございます。

○内山義仁財政課副課長 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 また真ん中が財政班担当の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課副主査 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 そしてその隣が同じく担当の上代でございます。

○上代佳苗財政課主任主事 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 最後に私課長の古内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以後は、着座にて失礼いたします。

本日は議案第2号 一般会計補正予算（第5号）について審査をお願いするところです。

それでは去る11月4日開催の全員協議会でお配りした資料、12月補正予算（案）の概要、こちらに沿ってご説明をさせていただきます。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ2億8,892万2,000円を追加し、予算総額を166億2,349万8,000円にしようとするものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る補正予算及び物価高騰対応に係る補正予算を初め、その他として、ふるさと応援寄付金促進費等に必要な経費の追加計上が主な内容となります。

初めに1点目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る補正予算ですが、当該接種の進捗に伴い、人件費や報償費、委託料等に不足が見込まれることから、必要な経費として4,070万5,000円を増額しようとするものです。

財源については、2ページから記載の、4その他、主な歳入のうち、（2）新型コロナウイルスワクチン接種関係負担金等とある通り、全額国費での対応を予定しております。1ページにお戻りください。

次に2点目の物価高騰対応に係る補正予算についてご説明いたします。今回は主に六つの事業等につき必要な経費を計上いたしました。

まず（1）公共施設等の電気、ガス料金高騰対策ですが、本庁舎をはじめ、公共施設等において、電気、ガス料金に不足が見込まれることから、光熱水費につき5,323万5,000円を増額するもので、財源は全額一般財源となります。

次に（2）民間保育所等、物価高騰対策支援事業ですが、市内の民間保育所等に対する電気、ガス料金等の負担軽減対策として、662万6,000円を新たに計上することといたします。

財源については、2ページから記載の4その他主な歳入のうち、（1）地方創生臨時交付金を全額充てる予定です。

1ページにお戻りください。次に（3）農業資材等高騰対策支援事業ですが、肥料や農業資材等価格高騰の影響を受ける農業者への支援として、農業収入額に応じて支援金を支給するため、支援金3,960万円のほか、消耗品及び通信運搬費につき5万5,000円を合わせた。3,965万5,000円を新たに計上するものとなります。

支給区分については、令和3年分の農業収入が、50万円以上300万円未満の場合で一律5万円。300万円以上1,000万円未満は一律10万円。1,000万円以上の場合、一律20万円とし、

対象者は全体で500人を見込んだところです。なお周知にあたっては、市の広報紙及びホームページへの掲載をはじめ、案内チラシを作成の上、農家組合長回覧や、農村環境改善センターなど、農業関係者が利用する施設のほか、JAのご協力を得て、各所に配架したいと考えております。

財源は全額国費で、2ページ、その他主な歳入のうち、(1) 地方創生臨時交付金を活用する予定です。

2ページをご覧ください。次に(4) 漁業者と燃油価格高騰対策支援事業ですが、燃料価格高騰の影響を受ける漁業者に対して、保有する船舶の規模が3トン以上5トン未満の場合は一律5万円。15トン以上は20万円の支援金を支給するため、通信運搬費と合わせて40万1,000円を新たに計上いたしました。財源は全額地方創生臨時交付金の活用を予定するところです。

次に(5) 学校給食費無償化対策事業ですが、子育て世帯に対し給食費の負担を軽減する取り組みとして、第3以降の義務教育期間における学校給食費を無償化するため、649万2,000円を追加計上するものとなります。千葉県に対応に合わせて、令和5年1月から3月までの3ヶ月間、小学校は326人分、中学校で134人分をそれぞれ無償化することとし、財源については、県費として下段以降、その他主な歳入でお示しの(4) 小中学校給食無償化対策事業補助金361万円を見込み、残りは地方創生臨時交付金を充てる予定です。

2ページにお戻りください。最後に(6) 下水道事業会計繰出金ですが、電気料金の高騰により光熱水費に不足が見込まれる本市下水道事業会計に対し、繰出金につき、2,600万円を増額するもので、財源については全額地方創生臨時交付金の活用を予定しております。

続いて3点目のその他、主な歳出についてご説明いたします。

まず(1) のふるさと応援寄付金促進費ですが、下段以降、その他主な歳入のうち、3ページ(3) ふるさと応援寄付金としてお示しの通り、今年度のふるさと応援寄付金については、1億5,000万円の増加。年間総額にして6億5,000万円が見込まれることから、これに伴う事務委託料につき、9,000万円を増額することといたします。なお、財源は全額一般財源となります。

次に(2) の戸籍システム改修事業については制度改正に対応するため、システム改修に係る必要な経費として、498万円を計上するもので、この財源は全額国費として、下段以降、その他、主な歳入のうち、3ページ、(5) 社会保障税番号制度システム整備費補助金を予定しております。

引き続き2ページから3ページにかけてご覧ください。4その他主な歳入ですが、(1)の地方創生臨時交付金から、(5)の社会保障税番号制度システム整備費補助金については、これまでに申し上げたとおりです。そして、(6)の前年度繰越金については、今回の財源調整として、686万1,000円を増額するものとなります。

次に3ページ中段をご覧ください。先にご説明の通り、今回の補正では戸籍制度の改正に伴う戸籍システム改修事業として、498万円を予算計上したところですが、当該事業については執行期間が年度を越える見込みであるため、戸籍事務費につき同額を繰越明許費として設定することといたします。また、令和5年度当初から直ちに業務を開始するため、今年度中に業者選定や複数年にわたる契約を締結する必要があるものについて、全18事業。総額1億688万1,000円の債務負担行為を設定することといたします。

本日の審査案件である議案第2号 一般会計補正予算(第5号)の概要は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(黒須俊隆委員長) はい。ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問等があればお願いします。その際は議案番号をお示しく下さい。すみません。番号ではなくて、この説明書の中の番号をお願いします。

はい。蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 2ページの学校給食の無償化対策ですけども。649万2,000円のうち、国、市から県ということですけども、これ来年度のことだから、県がどういうふうにするかっのわかりませんが、もし仮に来年度も継続するということになった場合、やはり本市もそれにならって第3子以降は無償化するというふうにした場合、この国費の今回288万2,000円は、これはたまたま地方交付税があったからこれを充てたんですが、もしなければ、もし仮に来年4月以降、もう市が一般会計からやるということになるんだと思うんですが。

それでそういうこともあってちょっとお伺いするんですが、当初、この実施にあたっては県がね、2分の1っていうふうに言ってたんですが、今回これ見ると、県は55パーセント、2分の1よりもちょっと多くなってるんですね。これ何か分かんなかったらいいですけど、分かったら教えていただきたいと思います。

それからその次の(6)の下水道事業会計の繰出金ですけども。電気料金の高騰、今回の地方創生交付金はもともと物価高騰に対する対応ということで国からね、交付されたということなんでしょうけども。例えば、今回の地方交付税見ると、農業とか漁業と学校給食とか、そういう直接的に市民に対する支援というふうな形が多いと思うんですが。この下水道事業

についてはそういうことではなくて、この交付金そのまま下水道事業会計への支援ということになると思うんですけども、これ本来地方創生交付金の趣旨からして、こういうのどうなのかなと思うんですけども、その辺についてご説明いただきたいと思います。

それから3のふるさと応援寄附金ですけども。今年度の見込みが約6億5,000万円見込み。去年は9億、9億9,000万。ざっと3分の2ぐらいだと思うんですが、それでも苦勞して頑張ったんだと思うんですが、参考に去年は9割以上がお米の返礼品だったんですが、今年はいかなものか、ご説明いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、久保さん。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 まず1点目の学校給食費無償化対策事業の県の補助金が2分の1以上あるということのご質問の回答につきましては、概要の方で記載しております小学校1人あたり4,500円で中学校5,200円というのは、これはこの県の補助制度を受ける前に市単独で補助していたものが、小学校区で500円で中学校で600円ございます。合わせますと正規の給食費は小学校で5,000円で、中学校で5,800円ございます。で、県の補助金はこの市の単独補助金を控除済する前の正規の給食費を補助対象額としますので、こちらの市の単独補助金控除前の金額の2分の1を計算しますと、こちらの金額となります。

次に下水道事業会計の支援について、創生交付金を活用することはどうなのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、国の方から物価高騰対策ということで、事業者に対する支援に活用していいということになっております。で、下水道事業につきましても、一応法律上は公営企業ということで、事業者扱いということになりますので、交付金の活用ができるということになります。

3点目のふるさと応援寄附金につきましては、昨年度と同様、米の返礼品につきましては、米が一番多いということで、約90パーセントとなっております。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。他にございますでしょうか。

はい上代委員。

○上代和利委員 2点ほど教えていただければと思います。この2号議案の2の(4)、ちょっと私も確認なんですけども、この漁業者の燃料の支援事業というのは、5件なんです。これで、しかないんですね。それでよろしいんでしょうかということと、あと先ほどもありましたけどふるさと応援寄附金の6億5,000万円で、9,000万増額して、この今の10月、わか

ればですけども、10月までのこの納税額を教えてくださいというふうに思います。

○古内 衛財政課長 委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい課長。

○古内 衛財政課長 はい。まず1点目のご質問、市内の漁船の保有者でございますけれども、こちらにつきましては市内に5名いらっしゃいまして、そちらに今回の支援金を給付する予定となっているところでございます。ちなみに3トンから5トン未満が4件、それから15トン以上が1件というかたちで今回至急に支給をさせていただくものでございます。

それからふるさと納税に関するご質問ですが、少々お待ちください。大変お待たせしました。本年の10月末現在の納税額、応援寄附金の収納額につきましては、3億1,741万5,000円という状況でございます。

以上でございます。

○上代和利委員 はい。ありがとうございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、山下委員。

○山下豊昭議員 1ページ目の2番の物価高騰対応に関する補正予算のところですが、(1)の公共施設等への電気ガス料金の高騰対策というところで、ここでは本市のこの公共施設等という形でくくってあるんですが、これは実際に対象として何ヶ所あるかということがまず一つと。

それから(2)についてですが、民間保育所等に対するというところで、対象の保育所は実際に支援を行うのは何ヶ所なのか。それと支援金の支払いについては、均等払い均等支援なのかということをお聞きしたいと思います。

それから2ページ目の3番、その他の主な歳出というところで、ふるさと応援の基金の促進費ですか。こちらの方でございますが、これは全額一般財源ということになっておりますし、そういった意味でちょっとお聞きしたいんですが。事務委託料について事業者が何件の事業者へ委託をするのか、それとあるいは人数はどのくらいにかかるのかという点を説明をいただきたいと思えます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、課長。

○古内 衛財政課長 まず1点目の公共施設等に対する電気ガス料金等の高騰対策でございますけれども、本庁舎をはじめ、本庁舎には保健文化センターと中央公民館も含みます。本庁舎、分庁舎。白里公民館、それから中部コミュニティセンター、大網白里アリーナ。それから、各小・中学校で10校分。それから、市立幼稚園で4園。それから、市立の保育所で、2

ヶ所。それから市営駐輪場、あとは防犯灯。防犯灯全体分です。それから防災行政無線、それから津波避難誘導灯といった施設、以上25の、施設区分に応じて料金を追加計上したものでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、久保さん。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 2点目のご質問の保育施設の件数でございますが、認可保育所が6施設。小規模家庭的保育が6施設、認定こども園が1施設、市立幼稚園が1施設、認可外保育施設が2施設。その他に学童保育ということで2施設でございます。

あと支援額が均等化ということでございますが、学童保育を除く民間の保育施設につきましては、一律定員1人当たり6,000円の単価となっております。学童保育につきましては、民間保育施設でも開所時間が少ないので、民間保育所の約3分の1程度の開所時間ということで、その3分の1の額の2,000円を単価としております。

3点目のふるさと納税の事務委託業者ですが、5施設。5事業者でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。山下委員。

○山下豊昭委員 はい、以上ですね。ありがとうございました。よくわかりました。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、小金井委員。

○小金井 勉委員 1ページ目の2の（1）に、公共施設等電気ガス料金高騰対策として、光熱費を増額するとあります。2ページ目に下水道料金、事業の会計に繰出金を行う。これも光熱水費に不足が見込まれると、これうたってありますけども。下水道事業会計は2,600万。公共施設、さっき数言ってましたからかなりの件数があると思う。5,300万と内容になりますけども、公共施設は件数がありますんでわかりますけども、この5,300万円と前年度比に対してのその比較として、おおよその内容なのか。だから全体で何件、さっき言っていたけども、5,300万円ぐらいは前年度比でかかるだろうと、ということで今回この計上してあるのか、また下水道事業会計の繰出金の中で2,600万。このことに関しても、前年度比に対して光熱水費は2,600万も上がったのか。

あともう1点お聞きしたいのは、全体として今回もこの地方臨時交付金がかかり使われておりますけども、全体的に今年度もあと残すところ4ヶ月あまりとなりますが、地方臨時交付金、繰越金とか、今残ってるのか、また今年度、まだこの追加の臨時交付金があるのか。その辺ちょっとお聞きします。

○古内 衛財政課長 委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。課長。

○古内 衛財政課長 まずご質問の電気料金等の高騰に関する部分でございますけれども、各施設ともですね、上半期の今年度の支払い状況、それでそれでは一定の値上がりの傾向が示されます。あとは今年度予算に基づいて今後の使用料、それに現在の価格等反映させた中で、1年分の決算見込み額を出した上で今回、当初の予算額との差し引きを行い、補正計上したものでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 電気代なんですか。電気、ガス。

○古内 衛財政課長 はい。電気、ガスも一部ございます。

ガスは白里中学校がエアコンとかプロパンガスを使用したりしてますので、その分のプロパンガスの高騰代とか、そういったものも含まれております。なので表記上は電気及び電気料金等というような形になります。

あと地方創生臨時交付金ですけれども、今回交付が予定されております地方創生臨時交付金の限度額が1億1,349万円。今のところ今回予算計上したのが7,801万1,000円でございます。すなわちその差額3,547万9,000円。こちらの方が、今のところまだ執行してない状況でございますけれども、こちらにつきましては2月補正予算で計上する予定としているところでございます。

以上です。

○小金井 勉委員 今年度まだ、交付金が追加される予定は。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。どうぞ。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 今年度追加で交付金が交付される予定があるかということでございますが、今のところは予定はございません。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、小金井委員。

○小金井 勉委員 はい。下水道事業に関しましては、昨年までは公営事業の中で、大網病院。2回にわたり約2億、記憶だと2億円ぐらいの地方臨時交付金の中から繰出金を行ってると思うんですけども。このコロナ禍の中で、やはり地方創生臨時交付金というのは、交付金の中ですごく、本市にとって、財政上多々寄与するところがあると思うんです。このコロナがなくなった時に、さてどうするのかというやっぱり様々な不安懸念があります。下水道と大網病院に関しては、年間5、6億、繰出金を行う、一般会計から繰出金を行ってるわけですから。こういう交付金の中でこういうことを活用するのはもう致し方ないと私は思うんですけどもね。一般質問でも申し上げましたけども。もう少し何らかしらの5年後10年後を見据えた流れの中で、やはり対策を講じていかないと、私は下水道事業も大網病院も本市も、も

うこの交付金、その流れがなくなった時には、この事業どうするのかと。そういう懸念は、普通においても考えられることですので、いずれにしたってやはり今回電気料の高騰で2,600万円、下水道、公共施設が5,300万と。すごいその差額と高騰に対しての、この懸念ってのはすごくあります。これってすごく大きな金です。公共施設で5,300万ですよ。昨年と比べて、そこをやっぱりしっかりと、中身もこれ、しょうがないことなただけど。これはどう、どう対策するっていても、しょうがないことなただけども、やはり中身をしっかりとやっぱり重視されることが担当課にとっては、少し今後の研究材料として、様々な内容も、あと私が全体的に見るのは地方創生臨時交付金を、今回は農業漁業に対する支援に使っておりますが、様々なもう少し大きな視野で、本当に困った人っていうと思うんですよ。これは各課担当課から要望が出て、今回はこれに充当すると、いう流れと思いますけども。しっかりと精査した上で、今後の臨時交付金残りの執行されてない臨時交付金の使い道、これを今年度、有効に活用していただきたいと私は思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 5,300万とこの2,600万ってこれ何パーセント分なんですか、当初予算と比べると。

○古内 衛財政課長 はい。まずはじめの公共施設の方ですけれども、こちらにつきましては、当初予算比1.65倍になります。それから下水道事業会計の方でございますけど、1.3いくつだったかな。はい。下水道の方ですけれどもこちらにつきましては当初予算比1.36倍という状態、状況となっております。

○委員長（黒須俊隆委員長） このまま来年度も同じ電気料金、ガス料金、値下げがなかったとしたら、今度は1年分の予算としてはどのくらいになるんですか。

○古内 衛財政課長 はい。委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○古内 衛財政課長 そちらにつきましてはただいま当初予算編成やっておりますので、そういった中でしっかり見極めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。途中からどんどん値上がりしてるものもあると思う中で1.65倍ですから、来年は2倍ぐらいになっちゃうんですかね。

○小金井 勉委員 おっきいよね。可能性はある。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。他に委員の皆様、はい、山下委員。

○山下豊昭委員 すいません。最後にもう1点だけお願いいたします。2ページ目の(5)番の学校給食費の無償化対策事業ですか。こちらの方について、最後の説明のところでは令和5年の1月から3月分を無償化をすると、いうことになってます。ただ令和5年度に入った4月以降についてはどのようにお考えになってるのかっていうのをだけお聞かせください。

○委員長(黒須俊隆委員長) はい、課長。

○古内 衛財政課長 基本的にはまだ県の方の対応がはっきりとしておりませんので、そちらの県の方の対応等を踏まえながら、こちらの方としても対処対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○山下豊昭委員 はい。わかりました。

○委員長(黒須俊隆委員長) よろしいでしょうか。

それでは財政課の皆様、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

(財政課 退室)

◎議案第4号 大網白里市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

◎議案第6号 大網白里市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○委員長(黒須俊隆委員長) はい。続きまして議案第4号 大網白里市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について及び議案第6号 大網白里市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

(総務課 入室)

○委員長(黒須俊隆委員長) 総務課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお説明終了後に、各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号及び議案第6号の説明をお願いします。

○秋本勝則参事(総務課長事務取扱) 委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 総務課でございます。はじめに職員を紹介させていただきます。

私の隣副課長の古内でございます。

○古内晃浩総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） その隣が人事班長の高橋でございます。

○高橋和也総務課主査兼人事班長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） その隣が行政班長の秋田谷でございます。

○秋田谷知則総務課主査兼行政班長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 私、課長の秋本です。よろしくお願いたします。

それでは着座にて、議案の概要説明をさせていただきます。

議案第4号説明資料をご覧くださいと思います。

件名ですけれども、大網白里市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてでございます。

1の改正の趣旨ですが、地方公務員法の規定に基づきまして、国家公務員の定年を基準として条例で定める。職員の定年について、国家公務員の定年が段階的に60歳から65歳に引き上げられることを踏まえ、本市におきましても、国家公務員と同様に定年を65歳に引き上げるほか、これに伴う諸制度を整備するため、関係条例につきまして、所要の改正等を行うものでございます。

2の改正の概要でございます。（1）といたしまして、職員の定年年齢の引き上げでございます。①医師は現行65歳ですけれども、医師を除きます職員の定年年齢につきまして、65歳に引き上げます。引き上げ方法ですけれども、令和5年度から令和13年度までの間に、2年ごとに1歳ずつ、現行の60歳から65歳まで段階に段階的に引き上げるものでございます。②定年の引き上げに伴いまして、現行の再任用制度は廃止といたします。定年が段階的に引き上げられる経過期間におきまして、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の制度、暫定再任用制度を措置をいたします。

（2）です。管理監督職勤務上限年齢制。いわゆる、役職定年制の導入でございます。①としまして、60歳に達した管理監督職にある職員、医師を除きますけれども、こちらを翌年度4月1日に、管理監督職以外の職に降任等をさせます。②といたしまして、管理監督職にある職員が、管理監督職以外の職に降任等することで、公務の運営に著しい支障が生じる生ず

る場合には、一定の期間内で引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができることといたします。

(3) といたしまして、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を定年退職日相当日、いわゆる定年退職日まで、短時間勤務の職で再任用する制度を導入いたします。

次のページでございます。(4) 60歳を超える職員の給与の取り扱いの改定でございます。①としまして、当分の間、60歳を超える職員、これも医師を除きますけれども、の給料月額には60歳時の7割水準といたします。②管理監督職勤務上限年齢による降任等された職員には当分の間、降任等された日の前日に、当該職員が受けていた給料月額に100分の70乗じて得た額と、①の給料月額との差額に相当する額を給与として支給いたします。

(5) といたしまして、高齢者部分休業の取得可能年齢の引き上げでございます。段階的な定年の年齢引き上げに合わせて、高齢者部分休業の取得可能年齢も、現行の55歳から60歳に段階的に引き上げます。

(6) としまして、情報提供意思確認制度の導入でございます。職員が60歳に達する年度の前年度に上記の各種制度の情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認する制度を導入します。

(7) といたしまして関係条例12条例を列記させていただいております。

3の施行日ですけれども、令和5年4月1日。ただし、(6)の情報提供等につきましては、公布日から施行いたします。

続きまして、議案第6号 大網白里市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきまして概要を説明いたします。

1の制定の趣旨でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日以降は、国及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法律に一元化され、全国共通のルールとして適用されることとなります。そのため、これまでの大網白里市個人情報保護条例を廃止するとともに、法律の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに、条例を制定しようとするものです。

2の条例の内容でございますが、条例で規定する主な事項といたしまして、(1)実施機関の定義、第2条になります。市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び、固定資産評価審査委員会といたします。

(2) の開示決定等の期限でございます。期限につきましては、開示請求があった日から、15日以内といたします。

(3) 開示請求に係る手数料等でございます。開示請求1件当たりの手数料は無料といたします。ただし、写しの交付に要する費用については実費を徴収いたします。

(4) 審査会への諮問等でございます。新個人情報保護法に規定する開示決定等に対する審査請求があった場合の諮問のほか、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴く場合について、大網白里市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることと規定します。

(5) 運用状況の公表です。市長は毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、その概要を公表いたします。(2) から(5) につきましては、現行の条例の運用を維持するため、法律の規定と変えまして、条例で定めるものがございます。施行日は令和5年4月1日となっております。

以上が議案第4号及び第6号の概要でございます。審査のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問等があればお願いいたします。なお、その際は議案番号をお示してください。

この定年制については、国がやったからって改正の趣旨に書いてあるんですけど。大網白里市としてはどういうメリットがあるのか、お答え下さい。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 国がやったからということというよりも、地方公務員法に、国家公務員の定年を基準として条例で定めるという形になっておりますので、国家公務員に準じて定めるものがございます。

制度といたしましては、年金の支給年齢が65歳と今なっておりますので、働き方改革等もございまして、官民合わせてやはり定年の延長というものが議論されておる中で、国の方で65歳になっておりますので、現行もすでに65歳まで再任用で勤務するという制度もございまして、国に合わせてる形になります。

市としてのメリットというよりも、働く方の雇用の確保という点でより明確に、定年が伸びることによって、雇用が確保されるということが大きいところではないかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。山下委員。

○山下豊昭委員 すいません、一つお伺いいたします。議案第4号の方でございまして、①番でのところですね、下から10行目ぐらいのところ①番、60歳に対する管理職のというところございまして、私民間企業とちょっと言葉の表現が違うもんですから、ちょっとここはお聞きをしたいという教えていただきたいということでお伺いをいたしますが、降任等をさせると最後のところではありますが、これは単純に言えばラインを外れるという認識でよろしいのでしょうか。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 簡単に申し上げますと行政職、我々一般行政職で言いますと、副課長から管理職というかたちになりますけども、いわゆる給料表で言いますと8級から6級、副課長から私のような参事までが管理職というかたちになりますけども、こちらが管理職の職を解かれまして、いわゆる班長と同じような職に降任になるというかたちになります。

○山下豊昭委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

もう1点だけお願いいたします。その次のですね②番のところ、一定の期間内で引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができるということになってますが、こちらの一定の期間というのはどのくらいの期間のことを指してるのでしょうか。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） まず、基本的には先ほど言いましたように60歳に達した以後の翌年度からは降任されるわけなんですけども、例外的に一定の期間は引き続き管理監督職を占め、いわゆる管理職のまま、課長であれば課長のまま勤務することができるような例外規定でございまして、②につきましては例外の規定でございまして、その例外というのはどういうことかといいますと、いわゆる行政職では想定はされないと思うんですが、大網病院の例えば技師、例えば大網病院の技師につきましては、放射線科、薬剤科、リハビリテーション科、検査科、こういう専門職だけで構成されている部署がございまして、そこにも管理職がいるわけなんですけども、それぞれの科が少人数のためにですね、例えば60歳の下職員が、極端に言うと30歳とかそういう年齢構成がうまくできてないような場合に、必要があ

ればそのまま30歳のものを管理職にはできないので、必要があればそのまま管理職のままその方を勤務させることができるというような例外的な規定になっておりまして、ただ、本市の場合は現在のところ想定は今のところはしておりません。

○山下豊昭委員 一般企業だとかなり厳しくて、やはり定年を過ぎても必要であるっていう部分で、継続して管理職をそのまま継続をするというのは、最低まずは1年間はやるけれども、2年目にはもう切ってしまうというような企業ってのは多々ございますし、その辺がちょっと、やはり少し緩やかなのかなっていうふうに感じました。ありがとうございます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） すいません、ちょっと答弁漏れがございましてすいませんでした。期間につき、一定の期間ということでございますけども、基本的にはその1年間ずつの判断というかたちになりますけども、これにつきましては、最高で3年まで延長することができるという形になっております。さらに、特別な事由があれば、もう2年ということで最高5年まで、定年までは伸ばすことができるような仕組みにはなっております。

以上でございます。

○山下豊昭委員 はい。ありがとうございました。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。他にございます。

この60歳までってのはこの令和4年、今年度60歳の方は現行通り退職ということで、今年度58歳と59歳の方が61になると、そんな考え方でいいですか。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） はい。委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） そうではなくてですね、本年度59歳の方が61歳までという形になります。というのは、今年度59歳の方は令和5年度は60歳です。令和6年度に61歳になって定年になります。で、今58歳の人っていうのは、令和6年度にはまだ60歳ですので、60歳の方が令和7年度に、61になって令和8年度に62になりますので、今58歳の方は62歳で定年というかたちになります。ですので2年ごとに1歳ずつっていう表現にはなってるんですけども、基本的には段階的に、今59歳の方は61、58歳の方は62、57歳の方は63というふうに、年が一つずつ下がるごとに事に定年年齢が65歳にだんだん近づいていくというかたちになります。

○委員長（黒須俊隆委員長） 55歳の方がはれて65歳定年制になる。ま、そういうことですね。

他に質問等、はい。

○蛭田公二郎委員 今のお話の、これに58歳から62歳時点ということになるけども、しかし、経過措置でその以降の何年かは、再任用ということで。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） はい。その通りでございます。ですから65歳になるまでは定年後の定年制度が終わりますと、暫定の再任用制度に移行するという形になります。

○委員長（黒須俊隆委員長） これそれぞれ何人ずつ対象者いるんですか。

○高橋和也総務課主査兼人事班長 委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○高橋和也総務課主査兼人事班長 はい。令和6年度、61歳で定年となる方につきましては7人を見込んでおります。で、令和8年度で定年になる方が12人。10年度で退職になる方が9人。令和12年度、退職の方が12人。令和14年度で対象になる方が15人ということで、各年度の退職者の方を見込んでおります。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 今までは60で退職しても再任用をしないっていう人も何人かはいたわけですね。今後は61、62と、基本的にはそれまで自動的にフルタイム労働、いろんな制度があると思うけど、一般的にはフルタイム労働になると。短時間労働等もしないでフルタイムにそのまま移行になってくわけだから。何て言うんですか。高齢職員、職員の確保というかそういうものが、それでできるというメリットなのかデメリットなのかわからないけどそういうことになると。そういう考え方、わかりました。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。ほかに議案6号等の質問等もございませんか。大丈夫ですか。

はい、それではないようですので、総務課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構です。

（総務課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに議案第2号 令和4年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。それでは付託議案に対して、審査結果の採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成総員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第4号 大網白里市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてご意見及び討論等ございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、議案第4号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号 大網白里市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、議案第6号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成総員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（黒須俊隆委員長） 次にその他ですが何かございますでしょうか。

事務局、何かありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

はい、ないようですので、協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（土屋忠和副委員長） 以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でございました。

（午後 2時51分）